

国民健康保険に関するお知らせ

☆昨年度に引き続き平成 29 年度も国民健康保険税の保険税軽減対象者が拡大されました。

国民健康保険被保険者の低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、平成 29 年度も国民健康保険税条例の一部を改正いたしました。改正点は次のとおりです。世帯の前年中の所得が決められた所得基準を下回っている場合は、保険税の均等割額が所得に応じて 7 割、5 割、2 割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引上げられ、保険税の軽減対象者が拡大しました。

① 5 割軽減の拡大

- ・軽減対象となる基準額が引上げられました。

これまで 基準額 33 万円 + 26 万 5 千円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 186 万円以下

改正後 基準額 33 万円 + 27 万円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 188 万円以下

② 2 割軽減の拡大

- ・軽減対象となる基準額が引上げられました。

これまで 基準額 33 万円 + 48 万円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 278 万円以下

改正後 基準額 33 万円 + 49 万円 × 被保険者数 (※) 以下

夫婦 2 人、子 1 人で夫の給与収入のみで約 283 万円以下

※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含まれます。



☆限度額適用認定証等について

入院、外来診療等の際、「国民健康保険限度額適用認定証」を医療機関の窓口に表示することにより、1 カ月毎の医療費が高額になった場合でも、支払う金額が世帯毎の自己負担限度額までになります。また、住民税非課税世帯の方は、「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることによって、自己負担限度額と食事代が減額になります。該当する方がおりましたら保険年金係まで申請してください。ただし、国民健康保険税の滞納がございますと、その世帯の国民健康保険に加入されている方全員の認定証が原則交付できなくなりますので、納め忘れのないようご注意ください。また、認定証は、申請した月の初日から有効となりますので、お早めの手続きをお願いします。

もし、「限度額適用認定証」等を提示せずに一部負担金を支払い、高額療養費に該当した場合は、診療の月から 3 ~ 4 カ月後に「高額療養費支給のお知らせ」および「支給申請書」を送付します。申請していただきますと高額療養費分を振り込みにて支給いたします。

- ・ 70 歳未満で、住民税非課税世帯以外の方…限度額適用認定証
- ・ 70 歳未満、70 歳 ~ 74 歳で住民税非課税世帯の方…限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・ 70 歳 ~ 74 歳で住民税非課税世帯ではない方…高齢受給者証 ※限度額適用認定証等の手続は不要です

☆特別徴収の納付方法の変更について

特別徴収の対象になる方で、口座振替を希望する方は、税務課住民税係・町民課保険年金係に「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出することで、特別徴収ではなく口座振替による普通徴収で納付することができます。納付方法を口座振替に変更すると、保険税額は変わりませんが、納付回数が変わります。

世帯主以外の口座から引き落としを希望される場合であっても、納税通知書等の送付先は世帯主（納税義



務者) になります。

- ◆納付方法の変更は、口座振替によることが条件となります。納付書による普通徴収には変更できません。
- ◆特別徴収を停止し、口座振替による普通徴収が開始される時期は、「申出書」をいただいてから2ヵ月以上かかります。
- ◆申出日の翌々月以降の最初の年金支給月から特別徴収を停止します。停止月以降の納期から口座振替での普通徴収に変更します。
- ◆口座振替による納付で滞納した場合（残高不足で口座から振替ができなかった場合等）は、特別徴収に切り替えることがあります。

1月から12月までの1年間に納付した国民健康保険税は、所得税確定申告や町都民税（住民税）申告の社会保険料控除として、その保険税を支払った方が所得から控除することができます。年金から特別徴収された保険税は、特別徴収された本人以外の方の社会保険料控除として申告することはできません。ただし、「申出書」により口座振替による普通徴収に変更した場合は、口座名義人の方の社会保険料控除として所得から控除することができます。

問 町民課保険年金係 内線 285



～ 日の出町総合型地域スポーツクラブ「ひのでまちくらぶ」 プレ事業開催のお知らせ ～

地域スポーツクラブは、スポーツ基本法、国・東京都のスポーツ振興基本計画および日の出町の長期総合計画で設立・育成を掲げています。日の出町は、平成29年度中の設立に向けて、スポーツ教室のプレ事業を定期的に行っていますので、皆さんぜひご参加ください。

種目・開催日・開催時間・開催場所・講師・費用 下表をご参照ください。

申込 不要（直接現地にお越しください。）

※幼児クラスおよび小学生が夜間の事業に参加する場合は、保護者の同伴をお願いします。

種目	開催日	開催時間	開催場所	講師	費用
健康体操	5/9・16・23・30 ※全て火曜日	9:30～ 10:30	やまびこホール	岸 由紀子さん	540円/回 (保険代含む)
美容体操	6/6・13・20・27 ※全て火曜日	10:45～ 11:45			
中国体操 & エンジョイスports 吹き矢	5/12 金曜日	13:40～ 14:45		敕使河原麻美さん	
スクエアステップ & 中国体操	5/19 金曜日	13:40～ 14:45			
スローエアロビクス & 中国体操	5/26 金曜日	13:40～ 14:45			
Enjoy フットサル ※1	5/12・19・26 全て金曜日	19:30～ 21:30	大久野中学校 体育館	※1参照	
キッズ体操 ※2	5/12・26 ※全て金曜日	① 17:20～ 18:10 ② 18:15～ 19:15	本宿小学校 体育館	※2参照	1,040円/回 (保険代含む)
キッズスポレク 教室 ※3	5/20・27 ※全て土曜日	① 9:30～ 10:20 ② 10:30～ 11:20	平井小学校 体育館	※3参照	

※1 ゲーム形式で開催するため、講師はいません。対象は「高校生以上」となります。

※2 開催時間の①は幼児クラス（年中・年長）、②は小学生クラスとなります。

講師：榊原健一さん/高橋優輝さん/武田隆志さん/森頭さん

※3 開催時間の①は幼児クラス（2歳～年長の親子参加）、②は小学生クラスとなります。

講師：武田隆志さん/森頭さん



日の出町
ひのでちゃん

問 文化スポーツ課 スポーツ振興係 内線 545